

議案第62号

平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成28年度嬉野市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度嬉野市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「簡易水道再編推進事業事業費248,954千円」を「簡易水道再編推進事業事業費143,322千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279,110千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,172千円」に「過年度分損益勘定留保資金241,531千円」を「過年度分損益勘定留保資金150,593千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	269,376千円	△14,694千円	254,682千円
第2項 企業債	88,400千円	22,700千円	111,100千円
第5項 国庫補助金	105,621千円	△37,394千円	68,227千円
	支	出	
第1款 資本的支出	548,486千円	△105,632千円	442,854千円
第1項 建設改良費	469,740千円	△105,632千円	364,108千円

第4条 予算第8条を予算第9条とし、予算第5条から予算第7条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	111,100千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据え置き期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

平成28年6月3日 提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決が必要である。

平成28年度 嬉野市水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			269,376	△ 14,694	254,682	
	2 企業債		88,400	22,700	111,100	
		1 簡易水道企業債	88,400	22,700	111,100	
	5 国庫補助金		105,621	△ 37,394	68,227	
1 簡易水道国庫補助金		105,621	△ 37,394	68,227		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			548,486	△ 105,632	442,854	
	1 建設改良費		469,740	△ 105,632	364,108	
		3 簡易水道施設改良費	290,850	△ 105,632	185,218	

債務負担に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左 の 財 源 の 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定留 保資金	国庫補助金	企 業 債
簡易水道再編 推進事業	各年度の予算 で定める額		千円		千円	千円	千円	千円
		平成27年度	149,732	平成28年度	143,322	3,341	52,481	87,500
水道未普及地 域解消事業	各年度の予算 で定める額		千円		千円	千円	千円	千円
		平成27年度	4,644	平成28年度	39,906	560	15,746	23,600

平成28年度 嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）資料

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1 資本的収入 (項) 2 企業債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 簡易水道企業債	88,400	22,700	111,100	1 簡易水道企業債	22,700	企業債 111,100 - 88,400 = 22,700

(款) 1 資本的収入 (項) 5 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 簡易水道国庫補助金	105,621	△ 37,394	68,227	1 簡易水道国庫補助金	△ 37,394	簡易水道国庫補助金 68,227 - 105,621 = △37,394

支 出

(款) 1 資本的支出

(項) 1 建設改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 簡易水道施設改良費	290,850	△ 105,632	185,218	17 委託料	△ 1,685	不動山地区（簡易水道再編推進事業） 945 - 1,950 = △ 1,005 木場地区（簡易水道再編推進事業） 1,588 - 2,268 = △ 680
				22 工事請負費	△ 103,947	不動山地区（簡易水道再編推進事業） 53,314 - 111,519 = △ 58,205 木場地区（簡易水道再編推進事業） 87,275 - 133,017 = △ 45,742

平成28年度 主要な事業の説明書（6月補正）

事業名	No. 1			
細事業名	簡易水道再編推進事業の送配水管布設工事及び送水ポンプ場・配水池築造工事			
事業名	事業概要（補正前）	事業概要（補正後）	事業費（補正前）	事業費（補正後）
《施工監理業務委託》				
○ 不動山地区	施工監理業務	施工監理業務	1,950 千円	945 千円
○ 木場地区	施工監理業務	施工監理業務	2,268 千円	1,588 千円
計			4,218 千円	2,533 千円
《送配水管布設》				
○ 不動山地区（送水管布設）	DCIP φ 75mm L=1,630m	DCIP φ 75mm L=1,393m	51,500 千円	50,080 千円
○ 木場地区（送配水管布設）	DCIP φ 50・100mm L=990m RRVP φ 40mm・PP φ 30mm L=670m	DCIP φ 50・100mm L=1,081m RRVP φ 40mm・PP φ 30mm L=671m	42,004 千円	40,880 千円
計			93,504 千円	90,960 千円
《送水ポンプ場・配水池築造》				
○ 不動山地区（送水ポンプ場）	送水ポンプ井・室築造、滅菌室築造、場内造成	場内造成	17,419 千円	3,234 千円
○ 木場地区（送水ポンプ場・配水池）	送水ポンプ井・室築造、配水池築造、場内造成	送水ポンプ井・室築造、配水池築造、場内造成	27,613 千円	37,995 千円
計			45,032 千円	41,229 千円
《機械設備・電気計装設備》				
○ 不動山地区	送水ポンプ設備、滅菌設備、電気計装設備		42,600 千円	0 千円
○ 木場地区	送水ポンプ設備、追塩設備、電気計装設備	送水ポンプ設備、追塩設備	63,400 千円	8,400 千円
計			106,000 千円	8,400 千円
《事務費》				
○ 不動山地区	備消耗品、ガソリン	備消耗品、ガソリン	92 千円	92 千円
○ 木場地区	備消耗品、ガソリン	備消耗品、ガソリン	108 千円	108 千円
計			200 千円	200 千円
○ 不動山地区 計			113,561 千円	54,351 千円
○ 木場地区 計			135,393 千円	88,971 千円
合 計			248,954 千円	143,322 千円